

静岡県環境影響評価条例施行規則（平成11年静岡県規則第51号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(部会) 第45条 (略) 2 (略) 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。 4 (略)	(部会) 第45条 (略) 2 (略) 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員 <u>及び特別委員</u> の互選によってこれを定める。 4 (略) <u>5 審査会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審査会の決議とすることができる。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

静岡県環境影響評価条例施行規則（抜粋）

※赤字追加

第9章 静岡県環境影響評価審査会

（特別委員）

第43条 静岡県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）に、特別の事項を審査させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する審査が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第44条 審査会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（部会）

第45条 審査会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び特別委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 審査会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審査会の決議とすることができる。

（会議）

第46条 審査会は会長が、部会は部会長が招集する。

2 審査会又は部会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審査会又は部会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第47条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験のある者及び関係人に対し、審査会又は部会への出席を求め、その意見を聴取し、又は説明を求めることができる。

（庶務）

第48条 審査会の庶務は、くらし・環境部環境局生活環境課において処理する。

（一部改正〔平成14年規則21号・19年29号・22年18号〕）

（委任）

第49条 第43条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。